

議案第八十二号

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年港区条例
第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号口中「七千五百六十
円」を「七千七百円」に改める。

第六条及び第八条中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改める。

第十一条中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「
三十一万六千二百五十円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される港区議会議員及び区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された港区議会議員及び区長の選挙については、なお従前の例による。

（説 明）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第百七十二号）の施行による公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部改正を踏まえ、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、本案を提出いたします。